

農林水産省への意見（パブリックコメント）

カルタヘナ法が、国際的に協力して生物の多様性の確保を図ることを目的としていることを考えると、ゲノム編集技術の利用により得られたあらゆる生物をカルタヘナ法における規制の対象とすることが適当であり、予防原則に立った取組みが必要と考えます。

1. ゲノム編集技術の利用により得られたあらゆる生物について、開放系、閉鎖系のどちらの利用についても情報提供を義務付け、すみやかに公表してください。情報提供の義務付けがないまま、実験研究がすすみ食品が開発されていけば、生物多様性の確保が脅かされるだけでなく、事故が発生した後では追跡ができず取返しのつかない問題が生じます。
2. 開放系での利用について提案では、提供された情報のうち「公表された場合に特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれのある情報」を除いて公表することとしています。が、「不当な利益又は不利益をもたらすおそれのある情報」の定義が不明瞭です。明確に定義してください。
3. 海外で開発されたゲノム編集技術応用生物についての情報提供のあり方が不明です。海外から加工原料として輸入されるゲノム編集技術応用生物にも、国内で製造されるものと同様の情報提供を求めることを明記してください。
4. 「その他」の項において、「使用者は対象生物の使用等により、生物多様性影響が生ずるおそれがあると判断した場合には、直ちに、生物多様性影響を防止するために必要な措置を執るとともに、速やかに農林水産省に報告する」とありますが、使用者任せで果たして適切な判断ができるのか疑問です。農林水産省は使用者から報告があった場合、又は生物多様性影響の観点から必要と認める場合には必要な措置を執るとありますが、そのためにも情報提供の義務付けは最低限必要だと考えます。

以上